

行政改革大綱実施計画

平成8年度～10年度

茅ヶ崎市

I 計画策定の趣旨

- (1) 本計画は、茅ヶ崎市行政改革大綱に基づき、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営を推進するための重点事項を具体的に示したものです。
- (2) 本計画は、実施のための調査・研究、具体的検討及び予算措置等の準備を経て実現に至るものであり、概ね3年間で計画的に推進すべき事項の内容又は方法を整理したものです。
- (3) 計画期間内に新に実施すべき課題が発生した場合は、随時、本計画に組み入れるものとします。
- (4) 本計画は、毎年度、茅ヶ崎市行政改革推進委員会にその成果を報告し、市民に公表するとともに、市政の展開や社会経済情勢の変化など状況の推移によって必要な措置を行い、議会や市民の意向との調和を図りつつ推進していくものです。

II 計画期間

平成8年度から10年度までの3か年とします。

III 計画の目標

厳しい行財政環境のなか、多様化した市民ニーズに対応し、地方分権の時代にふさわしい効果的な行政を推進していくためには、市民と行政の共同による行政運営が必要であり、本計画では、様々な分野における一層の市民参加とその環境整備を推進します。

また、今後も、本市の財政状況はますます厳しくなると予想され、市税収入の伸びは期待できないなか、経常収支比率及び公債費比率は上昇していく傾向にあり、投資的経費に充当できる一般財源は限られたものになっています。

そのような中で、平成8年度予算を基礎として、投資的経費が5%の伸びで推移していくと仮定し、8年度から10年度までの財政収支を試算した場合、各年度約10億円の財源が不足することになります。

そこで、本計画では、10年度までに30億円の経費削減を行政改革の目標値とします。

IV 実施計画事項

1 市民参加制度の確立

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	以降
○ 公・民の役割分担の明確化並びに市民、民間企業及び行政の共同による行政運営の推進				
(1) 市民参加推進のための目標及び基準を設けたマニュアルの作成	○			
(2) 職員及び市民等の公募参加による自主政策研究グループの設置		○	—	
○ 各種計画策定段階からの市民参加制度の確立				
(3) 公共施設建設計画における市民参加によるプロジェクトチームの設置	○	—	—	
○ 各種審議会及び協議会等への市民参加制度の確立				
(4) 各種審議会及び協議会等における公募による市民参加及び女性の参加の推進	○			
○ 各種施設の運営管理及びイベントの実施における市民の参加・協力の要請				
(5) 施設の利用促進及びコミュニティ意識の向上のため、地域団体による公園及び青少年広場等の運営管理の推進		○	—	
○ 市民参加促進のための各種啓発活動の実施				
(6) 市民活動及び行政運営に活用するため、専門的知識及び技術を		○		

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	以降
有する市民の登録制による人材バンクの設置				
○ 市民参加推進のための条件整備として、積極的な情報公開を行い、開かれた市政の確立に努める。				
(7) 市民にわかりやすい公文書表現の推進及び市政情報コーナーにおけるサービスの充実	○			
(8) インターネット及びCATV公共端末を利用した情報公開及び情報サービスの拡充		○	—	

2 行政組織・機構の見直し

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	以降
○ 社会経済情勢等に応じて積極的に変革できる弾力的な組織・機構の実現				
(1) 職員の柔軟で効率的な配置及び職員間の意思疎通を図るため、担当制の導入	○	○		
(2) 土地利用政策の推進のため、庁内に土地利用調整会議を設置	○			
(3) 地方分権に伴う権限委譲に対応した部単位による弾力的な職員配置の実施		○	—	
(4) 市営住宅管理業務における建築部局及び福祉部局の連携を持った横断的機構の設置		○	—	

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	以
○ 組織・機構の見直しにおけるスクラップ・アンド・ビルドの徹底と簡素・合理化の推進				
(5) 管理部門及び事業部門における組織の統廃合により、簡素で合理的な組織を目指した行政組織の改正			○	○
(6) 農業委員の削減		○		
○ 組織効率向上のための権限の分散及び一部事務の集中管理				
(7) 事務効率向上のため、課長及び課長補佐級職の事務決裁権限の見直し	○	○		
(8) 職員課及び市立病院総務課における職員管理事務の整理統合		○		
(9) 各課実施の口座振替事務の統合			○	
○ 市民にわかりやすく機能的な組織・機構の確立				
(10) 市民にわかりやすく機能的な組織を目指した行政組織の改正及び庁内機構等の見直し	○	○	○	

3 事務事業の見直し

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	以
○ 計画行政の総合化を図るため、各種計画策定の総合調整、計画の				

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	以降
整合性の確保及び事務事業の積極的な見直し				
(1) 茅ヶ崎市新総合計画第4次実施計画による事務事業の抜本的な見直し		○		
(2) 各種マスタープランの総合調整及び進行管理の実施	○	—	—	—
(3) 小中学校の余裕教室の有効利用		○		
(4) 茅ヶ崎市土地開発公社の経営の改善	○	—	—	—
○ 重要度、緊急度、財源等の観点からの事務事業の適正な選択と見直しの実施及び役割が低下した行政サービスの再検討による行政の効率化の推進				
(5) 交通災害共済事業の見直し			○	
(6) 福祉電話設置事業の廃止及び緊急通報システムの拡充	○			
(7) 農業委員会における県外視察の見直し		○		
(8) 市税の口座振替領収書の廃止	○			
(9) 保健センター内の事務の見直しによる保健婦の有効活用	○			
(10) 各種賀詞交歓会の見直し	○			
(11) 医師及び看護婦の勤務体制の見直しによる市立病院手術室の効率的な業務の推進	○			
(12) スポーツ教室事業の見直し		○		

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	以降
(13)青少年広場の一部借り上げ公園化による多目的利用の実施		○		
○ 健全かつ効率的な財政運営推進のための経費の削減及び受益と負担の公平化による財源確保				
(14)社会情勢及び受益と負担の公平化を考慮した各種使用料及び負担金等の額の見直し	○	○	○	
(15)職員の時間外勤務の20%削減		○	—————	
(16)職員の特殊勤務手当の見直し		○		
(17)職員出張旅費の予算執行管理及び支給方法の一部見直し		○		
(18)社会情勢及び市場価格を考慮した各種単価契約の見直し	○	○		
(19) 社会情勢を考慮し、市民負担の公平性を図るため、在宅福祉サービス利用料金の見直し		○	○	
(20)応急手当指導員の活用による普通救命講習会経費の削減	○			
(21)職員の整備等によるごみ収集車両管理における修繕料の削減	○			
(22)職員の被服貸与の見直しによる経費の削減		○		
○ 行政課題の積極的な取り組みと早期解決を図るための目標による管理制度の導入				
(23)職員参加の行政運営及び管理職の資質向上のため、目標による行政運営システムの導入		○	—————	

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	以降
○ 行政運営の効率化及び市民サービスの向上等を図るための民間委託の推進、見直し及び外郭団体の活用				
(24)市民サービスの水準及び行政の責任の確保が可能な業務における民間委託の推進。費用対効果の観点より、現在実施している民間委託の方法、業務内容及び積算基準等についての総合的な見直しを実施	○	○	○	
(25)市民文化会館の管理運営業務を茅ヶ崎市文化振興財団へ委託	○			
(26)斎場の管理運営業務を茅ヶ崎市都市施設公社へ委託		○		
(27)総合体育館の管理運営業務を茅ヶ崎市都市施設公社へ委託		○		
(28)巡回入浴サービス事業の民間委託	○			
(29)心身障害児通園施設（つつじ学園）における用務員業務の民間委託			○	
(30)その他一部事務の民間委託の実施及び見直し 主な検討事項				
・市立病院医事業務（保険請求等）の民間委託	○			
・市立病院病棟医事事務の民間委託			○	
・水路滅菌監視業務の民間委託	○			
・暖房機器の取り外し及び遊具・体育器具の塗装委託業務の廃止	○			
・共同募金の事務局を茅ヶ崎市社会福祉協議会へ移管		○		
・消防本部及び消防署内の清掃業務委託の見直し		○		
・一般廃棄物最終処分場浸出液処理施設の夜間無人運転化への民間委託業務の変更			○	
(31)公の施設管理運営委託における利用料金制度の導入		○	—	

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	以降
<p>○ 補助金等の新設の極力抑制、既定のものの整理合理化及び終期の設定による総額の抑制等抜本的な整理合理化の実施</p> <p>(32)本市補助金の総合的な見直し及び整理合理化による補助金総額の5%削減 見直し事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の使途状況の把握 ・補助金交付団体の事務局事務の見直し ・不必要又は過剰な補助金の整理合理化 ・類似した補助金の統合 	○	○		
<p>○ 広域的な処理がふさわしい事務事業における積極的な広域行政の推進</p> <p>(33)藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町における図書館の広域利用の実施</p>	○			
<p>○ 行政の公正さ及び透明性の確保からの行政手続制度の適正な運用と本市行政手続制度の早期整備</p> <p>(34)行政手続条例の制定</p>	○			
<p>○ 効率的かつ計画的なOA機器の導入、ネットワーク化及びデータベースの整備による行政の情報化の推進</p> <p>(35)庁舎内光LANシステムの導入による総合的OA化の推進 ※光LAN：光ファイバーケーブル利用による構内又は同一敷地内等の比較的限定された区域内に設置されたOA機器を接続する情報通信網。光ケーブルにより大容量の情報伝達が可能</p>		○		

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	以降
(36)財務会計オンラインシステムの導入 ※11年度予算執行より稼働				○
(37)電子メール、電子キャビネット及びスケジュール管理等の総合 文書処理システムの導入 ※電子メール：通信回線により、パソコン等の端末を用いて相 互に文字やデータを交換するシステム 電子キャビネット：書類のキャビネットに相当する機能を大 容量で整理・保存するコンピュータシステ ム				○
(38)その他計画的O A化の推進 主な検討事項 ・ごみ収集部門における各種データの管理 ・体育施設使用申請手続のシステム改善 ・シルバー人材センターにおける各種情報管理及び経理システ ムの導入 ・教育委員会事務等におけるC A T V回線を利用したパソコン 通信ネットワークの有効利用 ・O C R事務の一元化 ・下水道使用料滞納整理業務のシステム化	○ ○ ○	○		○ ○
(39)大量情報提供システム利用による選挙速報事務の改善		○		

4 定員管理の適正化

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	以降
○ 事務事業の実施状況や財政状況を考慮した自主的、主体的な定員				

実 施 事 項	実 施 年 度			
	8	9	10	11
適正化計画の早期策定による職員数の適正化				
(1) 職員数の削減を目指した定員適正化計画の策定	○			
(2) 定員適正化計画に併せた職員定数条例の見直し		○	○	
○ 嘱託職員及び臨時職員等の活用				
(3) 窓口部門、出先施設部門及び軽易な事務処理部門等を対象とした嘱託職員の積極的な活用				
主な検討事項	○	○	○	
・窓口事務における嘱託職員の活用				
・登記異動通知入力事務における嘱託職員の活用				
・社会福祉施設通園バス運転業務における嘱託職員の活用				
○ 地方分権の推進や市民ニーズの変化に即応した政策形成能力や新たな時代の流れに対応できる創造的能力を有する意欲ある人材を育成するための計画的職員研修の推進				
(4) 政策形成能力及び創造的能力向上を目指したマネジメント能力向上のための専門研修及び民間研修機関への派遣等の実施	○	—	—	—
(5) 実務訓練の導入による接遇研修の強化等職員の意識改革を目指した職員研修の実施	○	—	—	—
○ 市民の理解と協力を得るための定員状況の公表				
(6) 広報紙による毎年の職員の増減理由及び定員状況の公表	○	—	—	—